

令和5（2023）年度

栃木県職員採用選考候補者選定試験〔歯科技工士〕案内

栃木県保健福祉部保健福祉課
宇都宮市埴田1-1-20（県庁本館4階）
TEL 028-623-3088
栃木県ホームページ [栃木県職員採用](#) [検索](#)



令和5（2023）年度採用試験から受験資格を変更します。

- ・経験年数の緩和（10年以上 → 5年以上）

第1次試験日：9月24日（日）

受付期間：7月20日（木）～8月15日（火）

申込方法：郵送 ※8月15日付け消印有効

1 職種、採用予定人員、受験資格等

職 種	採用予定人員	受 験 資 格	職 務 内 容
歯 科 技 工 士	2名程度	昭和38（1963）年4月2日以降に生まれた人で、歯科技工士の免許を取得しており、免許取得後5年以上歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条に規定する業務に従事した経験を有する人	衛生福祉大学校において、歯科技工学科の教務等に従事します。

※ 業務経験の期間については、令和5（2023）年6月30日現在の通算期間とし、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一方のみの業務経験に限ります。1月未満の日数は30日を1月として計算してください。なお、選考候補者に決定後、業務経験の確認のため職歴証明書等を提出していただきます。

※ 日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 歯科技工士法第2条に規定する業務は次のとおりです。

特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工すること。

2 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合格者発表
第一次試験	9月24日（日）		栃木県庁北別館 【受付場所】 栃木県庁北別館 1階ロビー	第1次合格者は、おおむね2週間後に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、県ホームページに掲載します。
	受付	8:30～9:15		
	説明	9:30～10:00		
	教養試験	10:00～12:00		
	作文試験	13:00～14:00		
第二次試験	実技試験	10月21日（土）、10月22日（日） 10月28日（土）、10月29日（日） のいずれか指定する1日	栃木県衛生福祉大学校 （宇都宮市陽南4-2-1）	選考候補者は、おおむね1週間後に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、県ホームページに掲載します。 また、選考候補者のみ通知します。
	口述試験			

試験会場案内



(注意事項)

- 会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。
- 第一次試験当日には以下のものを持参してください。
申込書（兼受験票の写し）、鉛筆（HB以上の濃いもの）、消しゴム、時計（計時機能のみ。携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末は時計として使用不可。）、昼食
- 会場にゴミ箱はありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 受付時間に遅れた場合は受験できません。ただし、鉄道の遅れにより、やむを得ず会場への到着が遅れる場合には試験当日9時15分までに以下に電話連絡してください。（これ以外の理由による電話連絡は御遠慮ください。）〔栃木県庁北別館 028-623-3954〕
- 実施に影響のある地震・災害・鉄道の遅れ等の発生により、試験日程等を急きょ変更する場合は、栃木県保健福祉部保健福祉課ホームページに掲載します。

新型コロナウイルス感染症などへの対応については栃木県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(右記QRコード)」に掲載していますので、必ず御確認ください。
 ※情報は随時更新されます。



3 試験の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。試験の程度は高校卒業程度で出題分野は次のとおりです。(50題出題) 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
	作文試験	50点	公務員として必要な表現力、論理性等について、記述式による試験を行います。(60分：800字程度) (参考) 令和4(2022)年度課題：「歯科技工の実務者から専任教員になるに当たって、心がけたいこと、活かしたいこと」
第二次試験	実技試験	50点	歯科技工士として必要な専門的知識及び能力について、実技(人工歯排列等)による試験を行います。 試験にはインスツルメント〔彫刻刀(石膏用・ワックス用)〕、ワックススパチュラ、ワックス形成器(ただしワックスペンは使用不可とします)、プライヤー(ワイヤーベンディング用)、ワイヤーカッター、人工歯削合用バー・ポイント、デンタルメジャー、デザインナイフ、ティッシュペーパーが必要となります。事務局では貸し出せませんので、必ず持参してください。
	口述試験	350点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(1人：約30分)
資格調査	—	—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

(備考)

選考候補者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

ただし、教養試験、作文試験、実技試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

4 採用

選考候補者については、栃木県人事委員会における選考手続を経て最終合格が決定します。

最終合格者は、令和6(2024)年4月1日採用予定です。

5 給与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給(給料)が決定されます。現行(令和5(2023)年4月1日現在)の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準では、次のとおりです。

区分	本給	職 種
行政職給料表適用者	209,300円	歯科技工士(短大三卒)
	204,200円	歯科技工士(短大二卒)

このほか、扶養手当、地域手当(県内勤務の場合は3.5%)、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.40か月分(本県における在職期間等によって異なります。)支給されます。

6 受験手続

郵送による方法で申し込んでください。

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を栃木県保健福祉部保健福祉課（TEL：028-623-3088）に連絡してください。

<p>申込方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県保健福祉部保健福祉課のホームページにアクセスして、様式をプリントアウトしてください。（https://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/r5shikagikou.html） ・様式に必要事項を記入し、提出書類①～④の全部を次のところまで郵送してください。（「〔別記〕申込書（兼受験票）記載例」を参照してください。） <p>（郵送先）栃木県保健福祉部保健福祉課</p> <p>〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20（本館4階南側）</p> <p>（提出書類）①『令和5（2023）年度 栃木県職員（歯科技工士）採用選考候補者選定試験申込書（兼受験票）』</p> <p>②『住民票記載事項証明書』※市区町村長の証明を受けたもの</p> <p>③『歯科技工士免許の写し』</p> <p>④『職歴書』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・封筒の表に「栃木県職員（歯科技工士）採用選考候補者選定試験申込」と朱書きし、裏には住所及び氏名を必ず書いてください。 ・申込書等は信書に該当しますので、「郵送」は日本郵便株式会社による信書の送達に限ります。 <p>いわゆるメール便による申込の場合には受付できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねますので、簡易書留郵便等の確実な方法により申し込んでください。
<p>受付期間 留意事項</p>	<p>7月20日（木）～8月15日（火）（消印有効）</p>
<p>受験票の 作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込の審査終了後、「申込書（兼受験票）」の写しを返送します。 ・10日経過しても申込書（兼受験票）の写しが返送されない場合は、栃木県保健福祉部保健福祉課に電話でお問い合わせください。（TEL 028-623-3088） ・申込書（兼受験票）の写しは、第1次試験当日に持参してください。

7 試験結果の簡易開示

試験の結果については、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第25条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に栃木県保健福祉部保健福祉課においでください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。第1次試験において、教養試験を受験しても作文試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。）

開示請求できる人	開示期間	開示する内容	開示場所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点及び総合順位	栃木県保健福祉部保健福祉課 （土・日・祝日を除く 8：30～17：15）
第2次試験受験者	選考候補者発表の日から1か月間		

（参考）令和4（2022）年度栃木県職員採用選考考査〔歯科技工士〕実施状況

受験者数	合格者数	最終倍率
1名	0名	0.0倍